

防災教育センター機能強化整備の業務委託

仕 様 書

令和7年6月13日

青森県危機管理局防災危機管理課

目次

- 1 概要
- 2 業務名
- 3 履行期限
- 4 作業内容
- 5 前提要件
- 6 各種機器内容及び業務内容
- 7 特記事項
- 8 納品物
- 9 その他

1 概要

青森県（以下「県」という。）では、令和7年4月現在でも継続している消防学校の改修に伴い、今年度末を目標として防災教育センター機能強化を図るために防災教育センター内施設等の更改を実施するものである。

2 業務名

防災教育センター機能強化整備の業務委託

3 履行期限

令和8年3月18日（水）

4 作業内容

4. 1 各種施設更新業務実施に先立ち、設計から全施設更新作業終了までの工程を記載した実施計画書を作成し、発注者に提出すること。本業務の実施に当たっては、別途記載の各納品物の提出期日を勘案し、作成した作業工程に従い、契約履行期限内に進めること。

4. 1. 1 作業工程には、県からのヒアリング及び指示された変更点等を反映させること。
4. 1. 2 作業工程は、作業日、作業場所が分かるように作成すること。

4. 2 設計図書の作成

4. 2. 1 設計図書

設計図書は、「展示のテーマ」「コンセプト及び基本方針」をまとめた展示基本方針書を提出し、県の承諾を得たのち作成に着手すること

県が提示する要件に基づき、防災教育センター各種施設に係る配置図、機器構成、機器種別、機材配置場所、電気当設備改修図、利用者導線並びに体験の概要を想定した運営計画等を記載した設計図書を作成し、県に提出すること。

設計図書を作成するにあたり、以降の調達物品及び構成内容について、利用者の導線等考慮し、県との協議も踏まえた内容により、機器を設置すること。

4. 3 調達物品及び機器構成

4. 3. 1 概要

4. 3. 1. 1 目的

防災教育センター内の施設は更新に併せて、機能強化を行うこととしている。防災教育センター機能強化整備に係る対象施設は下記のとおり。

（１）防災VR体験コーナー	一式
（２）青森県の災害を知ろう	一式
（３）防災クイズコーナー	一式
（４）地震体験コーナー	一式
（５）119番通報体験コーナー	一式
（６）消火体験コーナー	一式
（７）煙避難体験コーナー	一式
（８）災害への備え／救命救急体験コーナー	一式

4. 3. 2 防災教育センター内の対象施設に係る要件

4. 3. 2. 1 各種施設に係る機能及び内容の要件

各種施設に係る設置要件は次のとおり。

(1) 防災VR体験コーナー施設

ア 機能について

防災VR体験教材については、バーチャル空間の映像を表示できるVRゴーグル、防災体験映像を80インチ以上のサイズで出力する映像再生機器、映像インターフェース機器の施設一式を設置すること。

併せて、オーディオアンプ、スピーカー等音響設備一式も設置すること。

イ 防災VR体験内容について

防災VR体験教材については、利用者が防災・減災に関する学びを「じぶんごと」として捉えてもらうために、災害の疑似体験ができるコンテンツを組み立て、よりリアルに災害を身近に感じてもらう事を目的とする。

ウ 施設の寸法について

施設の配置場所寸法は概ねW:8,210mm×D:14,500mm×H2,400mmとする。なお据付・調整は現場実測のうえ行うこと。

(2) 青森県の災害を知ろうコーナー施設

ア 機能について

青森県災害を知ろう教材については、(1) 防災VR体験教材を利用して映像を出力すること。

イ 青森県の災害を知ろう体験内容について

青森県災害を知ろう教材については、利用者が防災・減災に関する学びを「じぶんごと」として捉えてもらうために、県内で過去に行った地震、豪雨、台風、豪雪などの「被災状況の記録映像」を活用し、その特徴や注意点、得られた教訓や防災・減災への取り組みなどを紹介するコンテンツを組み立て、よりリアルに災害を身近に感じてもらう事を目的とする。

ウ 施設の寸法について

施設の配置場所寸法は概ねW:8,210mm×D:14,500mm×H3,000mmとする。なお据付・調整は現場実測のうえ行うこと。

(3) 防災クイズコーナー施設

ア 機能について

施設内の壁面にシアター映像投影を可能とする環境を構築し、地震・津波・豪雨などの災害を再現したコンピューターグラフィックによる映像をプロジェクター投影する防災クイズがセンサーによるコンピューター制御を行う環境構築を行うこと。

当該施設には、オーディオアンプ、スピーカー等音響設備一式も設置すること。

イ 防災クイズコーナー内容について

防災クイズの施設形態は、壁面への映像投影等を用いて防災クイズ空間内では複数人での参加可能な環境を構築し、利用者に対し、防災知識の獲得を目的とする。

ウ 施設の寸法について

施設の配置場所寸法は概ね W:7,800mm×D:7,250mm×H3,000mm とする。なお据付・調整は現場実測のうえ行うこと。

(4) 地震体験コーナー施設

ア 機能について

当該施設の地震体験装置については、既存施設とモニターの移設、老朽化部品の更新などの移設に係る作業は別途委託業務とする。

当該委託業務で更新する施設は地震体験コーナー周辺の解説パネルとする。

イ 地震体験コーナー内容について

地震体験装置を通して利用者に「自分の身をどう守るか」という意識を持たせ、地震への対応方法を学ぶことを目的とする。

ウ 施設の寸法について

施設の配置場所寸法は概ね W:7,250mm×H:3,000mm 及び W:5,000mm×H:3,000mm とする。なお据付・調整は現場実測のうえ行うこと。

(5) 119 番通報体験コーナー施設

ア 機能について

端末機器による 119 番通報の体験を目的としたコーナーとするため、模擬の操作端末、映像表示設定用 P C、映像表示用モニター（50 インチ程度）、映像インターフェース機器の一式を設置すること。なお、複数人での操作を想定する。

併せて、オーディオアンプ、スピーカー等音響設備一式も設置すること。

イ 119 番通報体験コーナー内容について

既存機器はタッチパネル式の 119 番通報体験を行う内容であるが、最新のデジタル技術を用いた災害現場の映像を投影及び指令室とのやりとりを再現する等、既存機器よりも詳細な情報の報告を行うなどの機器に更新すること。

複数人での同時操作を可能とし、操作者が通報の正確性を評価する機能を付加すること。

ウ 施設の寸法について

施設の配置場所寸法は概ね W:6,000mm×D:3,700mm×H3,000mm とする。なお据付・調整は現場実測のうえ行うこと。

(6) 消火体験コーナー施設

ア 機能について

水噴射消火器施設のほか、消火器を利用した消火行動により壁に投影している火災状況が変化するセンシング・プロジェクションマッピングなどのデジタル技術を利用すること。

使用する操作施設については、映像投影コンテンツ制御用 P C、リアルタイム動作認識用 P C による消火場面環境構築を行うこと。当該コンピューターグラフィックによる映像をプロジェクター投影したシステムを構築すること。

イ 消火体験コーナー内容について

既存の当該体験施設のデジタル化を実施し、利用者が火災現場・消火行動の体験

を行うことを目的とする。

内容については、複数人が体験できる共同作業により、鎮火に繋がる行動を学ぶことができる施設を構築すること。

なお、消火体験にあたっては水消火器を用いることとし、排水を考慮すること。

ウ 施設の寸法について

施設の配置場所寸法は概ね W:7,000mm×D:2,500mm×H3,000mm とする。なお据付・調整は現場実測のうえ行うこと。

(7) 煙避難体験コーナー施設

ア 機能について

煙避難体験スペースで「煙の立ち込める火災状況」を演出可能な施設をパーティションにより設置すること。利用者が再度利用する際、新しい通路を体験可能とするよう、パーティションは移動式とし、通路を変更可能とすること。

その他、利用者が煙避難体験中に非常用出口を確認できるよう避難口誘導灯及び通路誘導灯も設置すること。

イ 煙避難体験コーナー内容について

煙避難体験スペースで、模擬煙をスペース内に排出させ、利用者が「減災に繋がる知識や判断」を学習するための避難行動体験プログラムの実現を目的とする。

ウ 施設の寸法について

煙避難体験スペース内の寸法は概ね W:7,800mm×D:3,000mm～5,000mm×H3,000mm とする。なお据付・調整は現場実測のうえ行うこと。

(8) 災害への備え・救命救急体験コーナー施設

ア 機能について

(ア) 災害への備えコーナー

ダンボールベッドや簡易トイレなど避難所で使用される用品や備蓄物資などの県から支給される備品を展示できるよう環境を構築すること。

その他、使用方法・場面などの紹介のほか、展示物の解説グラフィックパネルも設置すること。

(イ) 救命救急体験コーナー

利用者が救命救急の過程を体験できるよう、救命救急の解説パネルなども含めたコーナーを構築すること。備え付ける AED (自動対外式除細動器) 装置は、別の場所での AED 装置を使用可能な体験プログラムを実施するなど対応も可能とすること。

なお、AED 装置は県からの支給とする。

イ 災害への備え・救命救急体験コーナー内容について

(ア) 災害への備えコーナー

日常における防災・減災に係る備品のほか、被災した際に経験する避難生活についてパネルにより紹介するスペースを設置し、利用者の災害への備えと自助意識の啓発を高めることを目的とする。

(イ) 救命救急体験コーナー

AED (自動対外式除細動器) 装置の使用方法的ほか、救命救急の過程が体験

可能な施設を目的とする。

ウ 施設の寸法について

災害への備え・救命救急体験コーナーの寸法は概ね W:11,000mm×D:4,500mm×H3,000mm とする。なお据付・調整は現場実測のうえ行うこと。

4. 3. 2. 2 各施設に係る説明パネル

上記 4. 3. 2. 1 各種施設に係る機能及び内容の要件内の(1)～(7)の施設に係る設置目的、災害から身を守る啓発等を記載した説明パネルを各施設の区画内に設置すること。

4. 3. 3. 1 各種施設に利用する映像

防災VR体験施設、防災クイズコーナー施設、地震体験等に利用する災害映像については、受注者が保有している過去に発生した青森県の災害の他、全国で発生した災害等の写真、映像素材を利用・編集し、作成すること。

4. 4 防災教育センターの施設設置場所

防災教育センター機能強化整備に係る施設の設置想定場所は別紙防災教育センター機能強化整備施設設置想定図面を参考として、基本設計書を作成すること。

その他追加参考として、現在建設中である防災教育センター施設内図面抜粋版も添付する。

4. 5 各種防災関連機器移設及び設置報告書作成

5 前提要件

5. 1 本業務を起因とする消防学校内施設の停止が発生する場合は、事前にその内容について県に報告の上、了承を受けた後に当該作業を実施すること。

5. 2 本業務を行うために消防学校内に既存する各種機器を使用する際は、事前にその内容について県に説明し、県が求める場合において資料提出に協力すること。
ただし、既に稼働している各種機器の停止又は著しい遅延等の重大な影響は発生させないこと。

5. 3 本業務を行うにあたり、別途進めている各種工事業務との関連が生じた場合は、県の指示を受け、目的とする本委託の業務に遅滞を生じないように、関係者と充分協議のうえ、円滑に施工すること。

5. 4 本業務を行うために県庁舎外へ持ち出しを行う必要のある機器、データを始めとする全てのシステム資産については、事前に防災危機管理課にその持出理由、場所、種類、形式、媒体、期間を記載した申請書（様式任意）を提出の上、持ち出しの許可を得ること。

5. 5 上記 5.5 の他に必要となる部材及び消耗品がある場合は、本契約に含めて準備すること。

6 各種機器内容及び業務内容

6. 1 施設搬入及び設置場所は、次のとおりである。
 青森市大字新城字天田内 1 8 3 - 3
 青森県消防学校 防災教育センター内

6. 2 対象機器一覧表

各種施設内の更新機器等一覧は下記のとおりである。

(1) 防災 V R 体験施設

No.	項目	住所	設置	数量
1	防災 V R 体験コーナー	青森市大字新城字天田内 1 8 3 - 3 青森県消防学校施設内	ガイダンス映像	1 式
2			防災 V R 体験映像	1 式
3			再生機(映像装置) ※システム P C (予備) 含む	1 式
4			映像インターフェース 機器(映像装置)	1
5			オーディオアンプ(音 響装置)	1
6			スピーカー(音響装置)	1
7			VR ゴーグル(映像・音 響装置)	16
8			ネットワーク配線等	1 式

※上記施設の設置は青森県消防学校内とする。

(2) 青森県の災害を知ろう施設

No.	項目	住所	設置	数量
1	青森県の災害を知ろ うコーナー	青森市大字新城字天田内 1 8 3 - 3 青森県消防学校施設内	防災 V R 体験施設を利用	1 式

※上記施設の設置は青森県消防学校内とする。

(3) 防災クイズコーナー施設

No.	項目	住所	設置	数量
1	防災クイズコーナー	青森市大字新城字天田内 1 8 3 - 3 青森県消防学校施設内	防災クイズ映像	1 式
2			操作 P C (映像装置)	1
3			吊下げ型プロジェクター機器(映像装置)	1 式
4			映像インターフェース機器(映像装置) ※システム P C (予備)含む	1 式
5			オーディオアンプ (音響装置)	1
6			スピーカー (音響装置)	1
7			ネットワーク配線等	1 式
8			映像投射用壁面什器	1 式

※上記施設の設置は青森県消防学校内とする。

(4) 地震体験コーナー

No.	項目	住所	設置	数量
1	地震体験コーナー	青森市大字新城字天田内 1 8 3 - 3 青森県消防学校施設内	地震防災に関する解説 グラフィックパネル	1 式

※上記施設の設置は青森県消防学校内とする。

(5) 119 番通報体験コーナー施設

No.	項目	住所	設置	数量
1	119 番通報体験コーナー	青森市大字新城字天田内 1 8 3 - 3 青森県消防学校施設内	119 番通報体験プログラム制作	1 式
2			模擬の操作端末(映像装置)	3
3			映像表示設定用 P C (映像装置)	3
4			映像表示用モニター (映像装置 : 50 インチ程度)	3
5			映像インターフェース機器(映像装置) ※システム P C (予備)含む	1 式
6			オーディオアンプ (音響装置)	1
7			スピーカー (音響装置)	1
8			ネットワーク配線等	1 式
9			映像投影用パネル、操作卓	1 式
10			機器設置及び収納什器	1 式

※上記施設の設置は青森県消防学校内とする。

(6) 消火体験コーナー施設

No.	項目	住所	設置	数量
1	消火体験コーナー	青森市大字新城字天田内 1 8 3 - 3 青森県消防学校施設内	消火体験コーナープログラム制作	1 式
2			画像制御用 P C (映像制御) ※映像投影コンテンツ	2

No.	項目	住所	設置	数量
			制御用 P C ※リアルタイム動作認識用 P C	
3			模擬の水消火器	25
4			吊下げ型プロジェクター機器(映像装置)	2
5			光学レインゲージセンサー一式(映像装置)	5
6			映像インターフェース機器(映像装置)	1 式
7			オーディオアンプ（音響装置）	1
8			スピーカー（音響装置）	1
9			ネットワーク配線等	1 式
10			映像投影用パネル	1 式
11			排水施設	1 式

※上記施設の設置は青森県消防学校内とする。

（7）煙避難体験コーナー施設

No.	項目	住所	設置	数量
1	煙避難体験コーナー	青森市大字新城字天田内 1 8 3 - 3 青森県消防学校施設内	パーティション	1 式
2			模擬煙排出装置	1 式
3			避難口誘導灯及び通路誘導灯	1 式

※上記施設の設置は青森県消防学校内とする。

(8) 災害への備え・救命救急体験コーナー施設

No.	項目	住所	設置	数量
1	災害への備え・救命救急体験コーナー	青森市大字新城字天田内 1 8 3 - 3 青森県消防学校施設内	展示台 ※展示物及びコーナーの寸法による。	1 式
2			避難生活、災害への備えに関する解説グラフィックパネル	1 式

※上記施設の設置は青森県消防学校内とする。

6. 3 施設設定作業

6. 3. 1 移設対象機器等について、県が示す移設先一覧に従って、移設目的場所への搬出及び設置を行うこと。
6. 3. 2 設置した施設について、業務履行期限内に正常動作が確認できないことが判明した場合、その内容、現象を明確にし、システム再設定等、正常動作を確認できるまで必要な全ての作業を実施すること。
6. 3. 3 据付に際しては耐震を十分考慮のうえ建物に強固に固定するものとする。
6. 3. 4 ケーブルの配線は整然と行い、要所は包縛し、ケーブルの両端末には名札等を付けてケーブル系統を明示するものとする。
6. 3. 5 業務完了後、受注者は県立会いのもとに試験運用を行なうものとする。

6. 4 移設及び設置報告書作成

6. 4. 1 前記 6.2 による施設設定作業により施設の設置場所を取りまとめ、設置場所がわかる配置図として県に報告書として提出すること。

7 特記事項

7. 1 本業務期間中に本業務に起因する障害等が発生した場合は、速やかに県に内容を報告し、以降の対応を協議するとともに、業務に支障を及ぼさないよう然るべき処置をとること。
7. 2 その他、本業務に必要な事項がある場合は、別途県と協議すること。

8 納品物

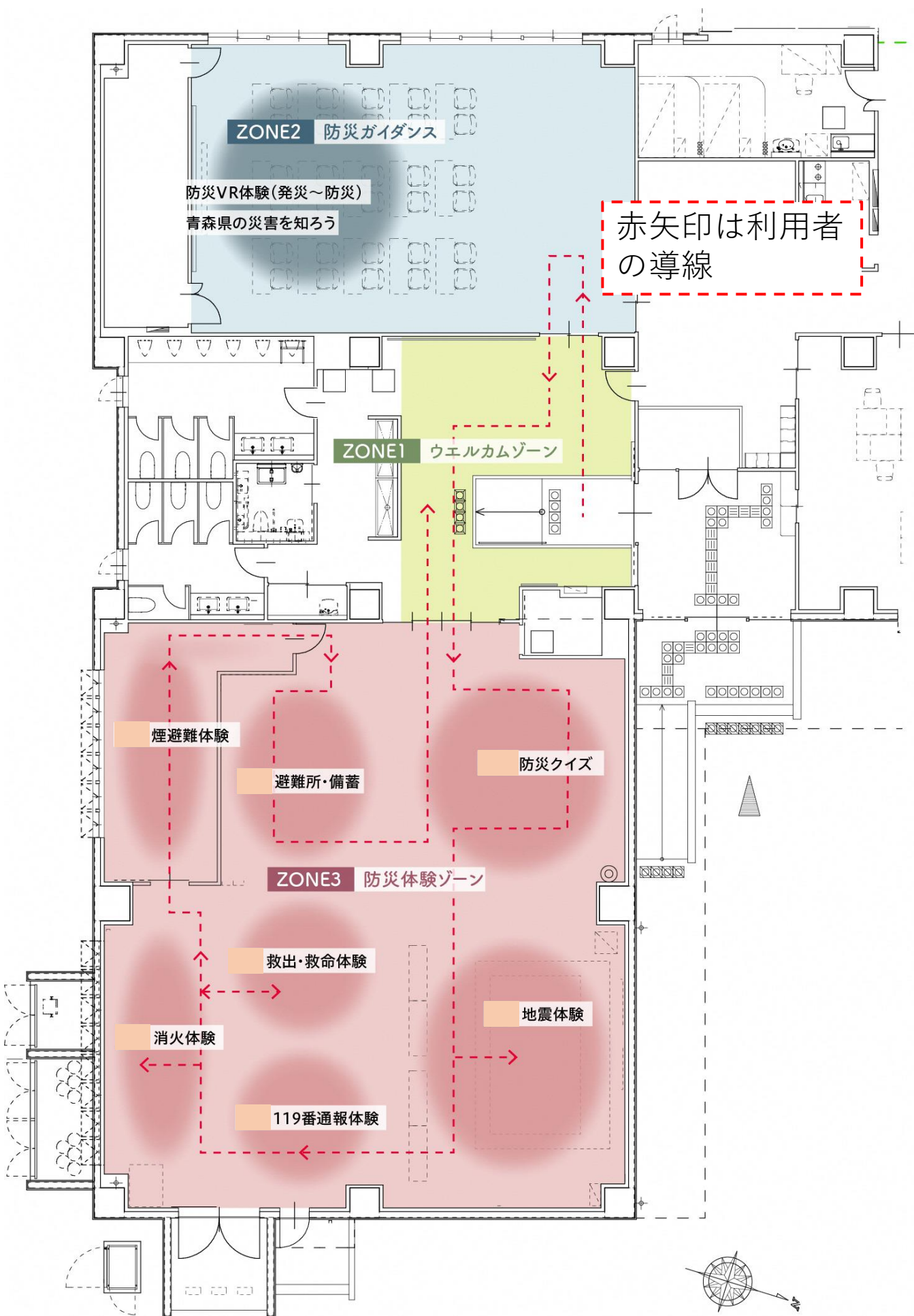
8. 1 次のものを指定期限があるものはその期日に従い、提出すること。
 8. 1. 1 展示基本方針書（提出期限：契約締結後 3 週間のうち）
 8. 1. 2 展示設計図書（提出期限：2025 年 10 月）
 8. 1. 3 施設更新後に係る報告書（機器操作資料、電気系統図、設置機器構成図等）
 8. 1. 4 施設更新後に係る施設配置図面
8. 2 提出に要する媒体は紙ベースで 1 部、電子媒体で一式として納品することとし、電子媒体種別及びファイルフォーマットについては事前に県と協議すること。

9 その他

- 9.1 受託者は、県との緊密な連携のもとに業務を行うこと。
- 9.2 この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合には、県と協議の上、作業内容を決定すること。
- 9.3 委託に関連して、既設機器、構造物等の第三者に損害を与えた場合は、全て受注者の責任において処理すること。
- 9.4 本業務に関する一切の事項は、業務締結期間に限らず、県の承諾なしに第三者に漏らしてはならない。
- 9.5 受託者は、契約締結後、県が開示するセキュリティポリシーの内容を十分に理解し、本業務に関する全てのものにその遵守を徹底すること。

以上

別紙 防災教育センター機能強化整備施設 設置想定図面



別紙 防災教育センター施設内図面抜粋版

